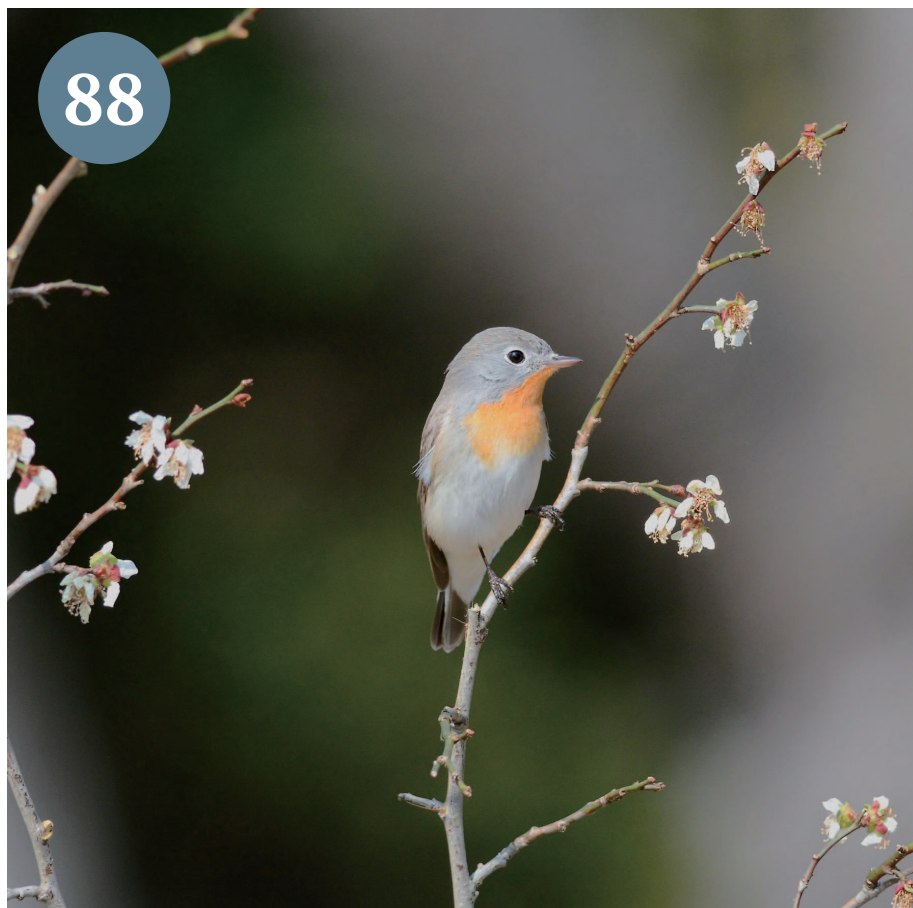


GLOBE

グローブ 2017 冬

88



(公財) 世界人権問題研究センター

「益井茂平翁の石碑」

(京都市立楽只小学校)



「益井翁初代校長となる」

銘板に書かれた言葉です。地域の教育に尽力した益井茂平を讃える石碑が京都市立楽只小学校にあります。

益井茂平は、1833（天保4）年に京都の蓮台野村（当時）で生まれました。蓮台野村の人々は、長らく身分差別を受けていました。

銘板には、1867（慶応3）年に茂平の私財によって建てられた茂平の私塾が、現在の楽只小学校に繋がることが明記されています。この記念碑は、益井茂平の事績を讃え、開校80周年に建てられたものです。地域の人は、茂平を初代校長としてだけではなく、教育の重要性を認識し、地域に尽くしたその事績について敬意をもって見つめています。

GLOBE

GLOBE No. 88 2017 winter 目次

センター名誉所長 安藤 仁介 儀が
 去る平成二十八年一月六日午前六時三五分 八一歳にて永眠いたしました
 ここに生前のご厚誼を深謝し謹んでご報告申し上げます

連 載	新しい人権問題への対応（その六）……大谷 實	2
外部寄稿	「京都府障害のある人もない人も共に安心して いきいきと暮らしやすい社会づくり条例」について……南 孝徳	4
連 載	世界の人権はいま — 普遍的定期審査の現場から—（その二）……坂元 茂樹	6
研究第一部	国連人権条約体の諸相 ……前田 直子	8
研究第二部	それぞれの現実の交差に向けて — 京都市いきいき市民活動センターの事業より— ……中川 理季	10
研究第三部	本の紹介 水野直樹・文京洙著 『在日朝鮮人歴史と現在』……高野 昭雄	12
研究第四部	福島から多様性を考える……マサメンセンダイーク	14
研究第五部	他人ごとでなく自分ごととして 戦争体験を継承 ……村上登司文	16
研究第六部	社会保険の適用拡大をめぐる法政策 ……坂井 岳夫	18
人権の窓	こども相談センターパトナ ……東 元彦	20
事業案内	ボランティア人権ガイドのご案内 ……	23
事業案内	2016年度 人権大学講座 ……	24

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「ニシオジロビタキ」2月播磨中央公園にて <(公財) 叡天神山保存会理事 外村修氏提供>

新しい人権問題への対応(その六)



研究センター理事長
学校法人同志社総長

大谷 實

前回は、相模原市の障害者施設で、19人が死亡、27人がけがをするという余りにもショッキングな精神障害者による殺傷事件が発生しましたので、新しい人権問題とはやや異なった精神障害者の人権について書きましたが、今回は、前々回に取り上げたターミナルケアに関連して、医療行為におけるインフォームド・コンセントについて考えることにします。

「ターミナルケア」で少し触れましたが、インフォームド・コンセント (informed consent) は、「十分な説明をしたうえで相手の同意」と訳されておりまして、「説明を受けた上での承諾」や「説明と同意」と訳している方もいますし、訳するのを諦めて、そのままイン

フォームド・コンセントと呼んでおられる方も多いので
す。

ともあれ、診察や治療といった医療行為をするときは、相手方に十分な説明をして同意ないし承諾を得る必要があります、それが無い限り、医療行為自体が適切に行われても許されない違法な行為になるというのが今日の定説です。

この問題に関連して、1971(昭和46)年に有名な判決がありました。「乳腺摘出手術事件」というものですが、女優A子は、左右の乳房内部にしこりを感じて医師の診察を受けたところ、右の乳房に乳腺癌のあることが判り、医師は右乳房全体を早急に摘出する必要がある旨を説明したところ、A子は摘出手術に同意したので手術を行いました。ただ、その医師が摘出手術の際に麻酔中の同女の左乳房にしこりがあるのが気になり検査したところ、乳腺症にかかっていることが判明したので、将来癌になるおそれがあると診断して直ちに左乳房も摘出したのです。

ところが、麻酔から覚めた同女はこれに驚き、右乳房の摘出手術には同意したが、左の乳房の手術には同意していないのに摘出手術をしたと怒って、その医師を裁判所に訴えたのです。東京地方裁判所は、手術には原則として患者の同意を必要とすること、特別な事情がない限り、医師はその手術につき患者が同意しているかどうか

を確認する必要があると述べた上で、「本件のように手術の要否について見解が分かれている場合には、医師は、右のような事情を患者に十分説明し承諾を得た上で手術を行うべきであった」と判示して、当時のお金で150万円の慰謝料の支払いを医師に命じたのです（東京地方裁判所昭和46年5月19日判決）。

この判決から少し遅れて、昭和48年に「舌癌手術事件」という興味ある判決が出ました。患者である甲男は、舌に異常を感じたので医師Aに診察してもらったところ、Aは悪性の舌癌であると診断したが、病名を甲に告げないで、舌を切除する手術が必要である旨説明したところ、甲は舌を取ってしまうのは嫌だと言って同意しませんでした。そこで、甲の家族は、別の病院に彼を入院させて診てもらったところ、医師Bは、前の病院のAと同じように診断して舌の切除を強く勧めたのですが、甲はこれにも応じなかったのです。そこで、Bは、病気は潰瘍であるから、その部分を焼きとるだけで十分である旨説明したところ、甲はようやく納得したので、Bは甲の舌の3分の1を切除したのでした。患者をうまくだまして手術したわけですね。これに憤慨した甲は、医師Bを相手に、舌を切り取ってしまうことには自分は同意していません。慰謝料100万円を請求して裁判を起したのです。

裁判所は、「患者の許諾いずれとも判断できない場合ならともかく、拒否していることが明らかな場合にまで、医学上の立場を強調することは許されない」という理由で、甲に30万円の支払いを命じたのでした（秋田地方裁判所大曲支部判決昭和48年3月28日判決）。

これら2つの判決には若干疑問もありますが、これらの判決を契機として、その後、インフォームド・コンセント違反、すなわち同意原則ないし説明義務違反を争う民事裁判が相次ぎ、日本医師会も「説明と同意」の徹底を提唱し、1997年には医療法が改正されまして、医師は診療に当たって、「説明と同意」の要件を満たす義務のあることが、法律上初めて明文化され、今やインフォームド・コンセントは、わが国では動かしがたい医療の大原則となりました。

しかし、先の二つのケースでは、いずれも治療としての誤りはなく、適正な医療行為だったのですね。患者の病気が回復し、その意味でいずれの手術も患者にとって利益となったのです。それなのに、同意していなかったという理由だけで、執刀した医師は慰謝料を払わなければならないのでしょうか。

問題は、幸福追求権の本身として認められる自己決定権にあります。次回に改めて人権問題としての自己決定権について検討することに致します。

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」について



京都府健康福祉部障害者支援課長

南 孝徳

京都府では、本年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に先立ち、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」を平成27年4月に施行し、共生社会の実現を進めるための取り組みを進めています。

◆条例制定の経緯

京都府では、条例ができる前から、障害の有無にかかわらず、個人として尊重される社会を実現するための取組を進めてきていましたが、障害のある方が毎日の生活を送る上で支障となる様々なバリア（「社会的障壁」）があることよって、障害のある方が地域で安心して生活することや、社会活動に参加することが十分にできてい

ない状況がありました。

こうした中で、共生社会を実現していくため、府民の皆さん一人ひとりが、それぞれの立場でこうしたバリアをなくしていく取組を進めて行く必要があります、この条例は、そのような認識を府民の皆さん共通のものとし、共生社会を実現していくための取組を進めるための基本的な考え方を定めたものです。

条例の制定に当たっては、平成23年3月から7月までの間、「障害を理由とした差別と思われる事例等」を京都府内から募集しました。その後、平成24年3月から条例の検討会議を設置し、13回にわたる議論、タウンミーティングやパブリックコメントを経て条例案をとりまとめ、平成26年2月に府議会に提出しました。その後、常任委員会で審議を経て、平成26年3月に公布され、平成27年4月に施行されました。

◆条例全体の特徴

この条例の特徴的な部分を4点示しますと、1つ目として、府民が共通の認識を持つことができるよう、日常生活及び社会生活の場面を、「福祉」「医療」「商品販売・サービス提供」「教育」「建物・公共交通」「住宅」「情報・コミュニケーション」「労働・雇用」の8分野に分類した上で、不利益取扱いに該当する行為を具体的に示しています。

2つ目として、基本理念について、京都府の条例の独自

の事項として、障害のある女性など、障害者が複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合には、その状況に応じた適切な配慮がなされるべきことを定めています。

3つ目として、相談対応の体制として、相談員による相談体制及び調整委員会による助言・あっせんについて定めています。相談員については、広域専門相談員と地域相談員の2種類が配置されています。

4つ目として、条例に基づく施策の基本的な方向性を定めており、雇用及び就労の促進や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーション等の促進が規定されています。京都府においては、これに基づき、「きょうと障害者文化芸術推進機構」を設立し、障害のある方の文化芸術活動の支援等社会参加の支援の取組を進めています。

◆相談対応の実績

条例を施行して、約1年半が経過し、これまでに（平成28年9月末）118件の相談が寄せられました。その内容については、建物・公共交通に関する相談が28・8%、次いで、商品販売・サービス提供に関する相談が13・6%となっています。

また、相談者の障害種別としては、肢体不自由の方が37・3%を占め、次いで精神障害の方が20・3%となっています。

これらの相談については、障害者支援課内に配置して

いる広域専門相談員2名を中心とした相談対応で基本的に終結しており、これまでに調整委員会の助言・あっせんの申し立てが行われた事例はありません。今後とも一つひとつ丁寧に対応を行っていきたいと考えています。

◆今後の課題と方向性

今後の大きな課題は、基本理念にも掲げている「理解促進」であると考えています。条例に基づく対応事例にも障害を理由として飲食店への入店を断られた事例等もあり、まだまだ、理解が進んでいない現状がうかがえます。

京都府においては、この条例をさらに実効性あるものとするため、さらなる周知広報が不可欠だと考えております。このため、イラストを使って内容をわかりやすく記載したパンフレット、合理的配慮の具体例などを記載したガイドライン等を作成し、理解促進や条例の周知に取り組んでいるところです。

もとより、共生社会の実現は、条例の制定によって直ちに達成されるものではありませんが、この条例は、共生社会の実現に向けた第一歩として、府民の方々に障害に対する理解を深めていただくための重要なツールとなるものと考えています。京都府としては、条例に基づく取組が共生社会の推進に資するものとなるよう、今後とも、実効性のある条例の運用を図っていきたいと考えております。

世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その二)



研究センター所長
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

まずは、日本のお隣の国である韓国¹の普遍的定期審査 (Universal Periodic Review: UPR) を取り上げてみたいと思います。

韓国の第一回のUPRは、二〇〇八年二月二十八日に行われました。審査の作業部会にあたる「トロイカ」は、ペルー、エジプトおよびヨルダンの三カ国によって構成されました。第一回の審査では三三か国が発言しました。こうした審査の内容をご紹介する前に、まずは韓国の人権状況について概観してみましよう。

韓国は、四〇年に及ぶ軍事独裁政権を経て、民主主義体制に移行した国です。日本が一九七九年に国際人権規約を批准したのに対し、韓国が同規約を批准するのは一九九〇年です。しかし、日本と異なり、韓国は同時に

個人通報制度を定めた自由権規約第一選択議定書を批准しました。また、女性差別撤廃条約選択議定書の締約国にもなっています。日本はいまだこうした個人通報制度を受け入れてはいません。その意味では、日本よりも人権条約の批准に熱心な国ということが出来ます。さらに、二〇〇一年に国家人権委員会を設置しています。

他方で、三八度線をはさんで北朝鮮と対峙している韓国は、安全保障に絡むさまざまな制約が国民に課せられています。たとえば、最長四八時間にわたって逮捕令状なしに拘禁を認める緊急逮捕手続や、国家保安法上の事案の場合には五〇日間という長期に及ぶ未決拘禁が可能な制度が採用されています。国家保安法第七条一項は、「国の存立、安全又は自由民主的基本秩序を危うくすることを知りながら、反国家団体若しくはその構成員又はその指令を受けた者の活動を称揚し、宣伝し若しくはこれに同調し、又は国家変乱を宣伝し、扇動した者は、七年以下の懲役に処する」と規定しています。

韓国政府は、国家保安法は国の安全保障および緊急事態に備える観点から必要との立場をとっており、同法は憲法裁判所や最高裁判所が示した解釈基準に従い、厳密に解釈・適用されており、濫用の余地はないとしています。しかし、拘禁施設における拷問や非人道的行為などの報告もあり、実態は政府が述べることと異なっている

可能性があります。

また、憲法第一一〇条四項は、「非常戒厳下の軍人及び軍務員の犯罪：のうち法律が定めた場合〔坂元注・軍法会議法第五三四条〕に限り、単審で行うことができる。ただし、死刑を宣言する場合には、この限りではない」と規定し、死刑の場合を除き、軍事上の裁判については上訴することができないと定めています。韓国が締約国となっている自由権規約第一四条五項は、「有罪の判決を受けたすべての者は、法律に基づきその判決及び刑罰を上級の裁判所によって再審理される権利を有する」と規定し、上訴の権利を認めていますので、韓国は自由権規約にあたってこの条項の適用を制限する留保を行っています。

さらに韓国は、日本とは異なり、徴兵制度を採用しています。朝鮮半島の分断状況という特別の安全保障環境もあるのですが、兵役拒否者に対しては最長三年の懲役刑が科せられます（二〇〇三年徴兵法）。宗教上の教義などを理由とする良心的兵役拒否は認めておらず、拒否者は前科者の汚名を着せられ、公務員や準公務員の就任権も認められません。同様に、こうした兵役拒否者に対する代替的役務の導入も、国民のコンセンサスの欠如を理由に採用されていません。こうした対応をとる韓国政府に対しては、同国が締約国となっている自由権規約の政府報告書審査の場でも、重大な懸念が自由権規約

委員会によって表明されています。

韓国憲法第三三条二項は、「公務員たる勤労者は、法律が定める者に限り、団結権、団体交渉権及び団体行動権を有する」と規定しており、これを受けて、上級公務員や国公立および私大の教員に対して労働基本権の享有が制限されています。同条三項は、「法律が定める主要防衛産業体に従事する勤労者」についても、団体行動権を制限し、認めないことを規定しています。労働者の権利の問題でいえば、韓国では、日本と同様に、中小企業における非正規雇用の女性労働者が多く存在します。朴槿恵（パククネ）大統領という女性大統領を擁していますが、政治や司法の現場での女性の割合は低いとされます。

また、めざましい経済発展を遂げた韓国は、日本と同様に少子化および高齢化社会を迎えており、労働力の不足を補うために外国人労働者を多く受け入れていきます。二〇一〇年には六九万人に過ぎなかった外国人労働者の数は、二〇一四年末には百万人を超える数になっています。韓国ではこうした移住労働者に対する差別と人権侵害の問題が数多く発生しており、移住労働者の保護の問題が重要な課題になっています。

こうした人権状況にある韓国のUPRでは、どのような人権問題が各国によって取り上げられたのでしょうか、今回は、この点についてご説明したいと思います。

国連人権条約体の諸相



研究センター研究員
京都女子大学法学部准教授

前田 直子

国連下の人権保障制度には、大別して、国連憲章に基づき設置された機関において実施されるもの（憲章ベース）と、国連人権諸条約に基づき設けられた手続を実施するもの（条約ベース）があります。前者については、今日では、『グローブ』87号（2016秋）号で小畑郁研究員が紹介された国連人権理事会やその上位機関である国連総会が挙げられます。後者については、現在のところ、10の人権諸条約の下にそれぞれ設置されている委員会が主要な役割を果たしています。国連ではこれらの委員会のことを「人権条約体」と呼んでいます。

日本でも、自由権規約委員会や女子差別撤廃委員会、

児童の権利委員会、強制失踪委員会などは知られています。これらの委員会は、独立の専門家により構成され、各条約の締約国による条約実施状況についてモニタリングすることをその使命としています。2016年は、自由権規約・社会権規約が1966年に国連総会において採択されてから、ちょうど50周年の節目の年であったため、世界各地でそれを祝う企画が催されました。人権条約の発展を評価するとともに、国連人権諸条約とその下での人権条約体の今後の課題についても様々な議論が行われました。

人権条約の成果に対する人権条約体の貢献は枚挙にいとまがなく、何を人権と捉えるか、またそれらをどのよ
うな基準で国家は保障しなければならないか等に関わる規範の発展に、大きな功績をあげてきました。人権条約体により示される法理は、多くの国の国内での法の発展にも寄与しています。

他方で、人権条約の増加、各条約の締約国数の増加等により、人権条約体の作業運営に深刻な問題が生じ始めていることは、2000年頃にはすでに指摘されています。条約で義務付けられている国家報告を期限どおりに提出しない国の増加や、人権条約体の年間活動日数の制約による作業遅延など、様々な複合的問題に対処する

ため、人権条約体の改革・強化についての議論が断続的に行われてきました。2020年までに具体的な方針・方策を決定することが予定されています。こうした問題は人権規範の発展には直接関係ないと感じられるかもしれませんが、人権条約体は、膨大なモニタリング作業をこなすなかで法理を形成していくため、単に手続や運営の話だと割り切れない側面があります。

すでに着手されている改革策もあります。2012年に国連が明らかにしたデータでは、同年1年間に要した人権条約体運営経費は約5200万米ドルという莫大な額でした。国連文書の複数公用語への翻訳経費が財政圧迫の一要素であると言われており、国家報告書をはじめとする必要文書のページ数制限や、各委員会での作業言語の絞り込みなど、作業の効率化を軸とする強化策が導入されています。

また別の視点から人権条約体が直面する問題として、締約国との「建設的対話」の構築があります。そもそも人権諸条約は、国内事項とされていた人権問題を、国際社会全体の課題と捉え、一定の共通性ある保障基準をもって共に尊重・促進しようとしたところに出発点があります。しかし、人権条約体が表示普遍性が、各国の文化、宗教的伝統や価値観から受け入れられず、人権条約

体と条約締約国との間に緊張が走ることもあります。この点は、2016年国連総会での「人権条約体委員の衡平な地域配分の促進」という議論にも反映されています。例えば自由権規約では、委員の配分について、「地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる」(同31条2)と規定されていますが、具体的な配分数は決められていません。実際に現在の自由権規約委員会では、18名中アジア地域出身の委員は1名のみで、約半数が西欧・北米地域出身です。こうした状況から、締約国が、人権条約体が表示法理が特定の地域における価値観に偏っているのではないかと、との懸念を呈するようになっていきます。普遍性と多様性は必ずしも相容れないものではありませんが、その調和の難しさを物語っています。

様々な問題に直面している人権条約体ですが、日々のモニタリング作業の歩みを止めることはできません。条約が採択された当時に想定されていなかった変化にも対応しなければなりません。条約規定の解釈・適用に事後の発展をどのように読み込んでいくかということが重要な課題となっています。人権条約の意義を損なわぬよう、人権条約体と条約締約国との協力が一層求められています。

それぞれの現実の交差に向けて

― 京都市いきいき市民活動センターの事業より ―



研究センター研究員
佛教大学院院社会学研究科博士後期課程

中川 理季

「へえ、いろいろな人が訪れるようになったね」

私の近くにいた人たちが「京都市いきいき市民活動センター」による「京都おさんぽコレクション2015」の「リーフレット」を見ながら感想を述べている。この出来事は2015年のもので、そのときにこのイベントを紹介したいと思い始めていたが、やっと紹介できるようになった現在はその第2弾である「京都おさんぽコレクション2016」も既に終了してしまっている（リーフレットは、左下のものを参照。2015年版も同様のリーフレットである）。昨年度から、旧隣保館にまち歩きを通じて多くの人が訪れている。

「京都市いきいき市民活動センター」（以下、市民活動

センターと略称する）は、京都市コミュニティセンター（旧隣保館）の廃止に伴い施設を転用したものであり、京都市内に13センターある。2011年度から現在の市民活動センターとして運用されている。「京都おさんぽコレクション」は、それら市民活動センター間にまち歩きのコースを設定し、それぞれのコースの個性に応じたまち歩きの企画をしている。たとえば、コースの途中に地域の人の思い出スポットを何点か用意しておき、まち歩きのとき、それらのスポットで地域の人からそのスポットにまつわる思い出話を聞き、昔のまちに思いを馳せながら歩くというものもある。

「おさんぽコレクション」は、まち歩きを通じた健康づくりや幅広い年齢の参加者による世代間交流の促進などを目的とし、直接的に市民のための事業として展開されているとともに、市民活動センター同士（間）を行き来する（センター内でまち歩きの関連の催しをしているところもあり、参加者がそのままセンター内に入ることもある）ことで、市民活動センターの普及にも力を入れているものである。

さて、これまで市民活動センター及び「おさんぽコレクション」の紹介をしてきたが、ここからは、私が考える「おさんぽコレクション」のこれまで紹介してきたものとはまた別の側面について紹介したい。

このまち歩きは、それを目的にした人々が、市民活動

センター界隈を見ることにも繋がっている。京都市の同和地区にあった隣保館は、同和地区に対する特別法の失効後、コミュニティセンターとして運用された後、現在の市民活動センターに行き着いている。それらの点を意識したとき私は、この事業が市民にとって地域の実態を知る機会になるという側面からも評価できるのではないかと考えるようになった。しかし一方で、積極的に地域の歴史を知る機会がなければ、その地域は単にまち歩きの一環で通過する、参加者にとっては歴史のないまちとして映るのではないかとも思われた。

「おさんぽコレクション」の参加を呼びかける資料には「京都の歴史・文化を感じていただけると謳われている。リアリティ（現実）は、人によってそれぞれであるが、現在も部落差別が存在すると考える私は、その解消に向けても「京都の歴史・文化」だけではなく、訪れる人々のリアリティに市民活動センター界

隈の「地域」やそこで生活する「人々」の歴史・文化との出会いが生まれることを願っている。
 今後も「おさんぽコレクション」という事業が継続されるかどうかはわからないが、市民活動センターが複数のリアリティを媒介する存在であることを期待している。

京都市
KYOTO

WALK COLLECTION IN KYOTO

「京都市いきいき市民活動センター」
通称：「いきせ」をめぐる
まち歩きツアー！

参加料 無料
交通費、服装代、材料料は
各自の要です。

参加したい方の中から抽選で
動物園の入園券など
素敵な景品を
贈呈します。

1 北いきセンター
2 畑崎いきセンター
3 左京東部いきセンター
4 左京西部いきセンター
5 中京いきセンター
6 東山いきセンター
7 下京いきセンター
8 吉祥院いきセンター
9 上鳥羽北部いきセンター
10 上鳥羽南部いきセンター
11 久世いきセンター
12 醍醐いきセンター
13 伏見いきセンター

本の紹介 水野直樹・文京洙著

『在日朝鮮人歴史と現在』

(岩波新書、二〇一五年)



研究センター研究員
大阪大学教育学部准教授

高野 昭雄

今から七、八年前のことである。当時勤務していた高等学校で、私と同じ社会科の若手教員から次のようなことを言われた。「在日朝鮮人問題のようなやや政治的な問題は、授業では扱うべきではないテーマですよね」。従軍慰安婦の強制性がどの程度であったか、あるいは英訳した時どうなるかなど、普通の人には極めて細かいと思えるような問題が、大きな政治問題ともなる中、用語一つ使うのにも、誤解を招いてしまうのではないかと神経を使う。教育現場の多忙化の中、本来、子どもを育て

る上でパートナーであるはずの保護者を、敵に回してしまふ危険をあえて冒したくない……。偏向教師密告サイトと呼ばれるようなものまで登場している現状では、ある意味当然の心理とも言える。

在日朝鮮人の問題については、ネット空間で極端な言説が飛び交っている。かなり基本的なことさえ、一体何が本場で、何が事実と異なるのか、専門的に勉強している人以外のごく普通の人では、分からなくなってきた。そもそも多くの人々は、初等中等教育において、在日朝鮮人の歴史を一つの通史として学んだ経験をもたない。学んだ経験があったとしても、それは「強制連行」などのいくつかの語句を断片的に覚えるだけであった。もちろん私自身もそうである。

こういった状況下、社会科に限らず、他教科の先生方や、大学の同僚から「在日朝鮮人について少し勉強してみたいのですが、いい本はありますか」との質問を受けることが多くなった。事実はどうなのか、勉強したいと関心を持っている人は増えているのである。

このような声にこたえるかのように、二〇一五年、岩波新書から『在日朝鮮人 歴史と現在』が出版された。

戦前部分を、当センター客員研究員でもある水野直樹氏が、戦後については、文京涿氏が執筆されている。両氏とも長年京都の大学で研究をリードされてこられた京都ゆかりの研究者である。

本書の特色は大きく三点あるように思う。一点目は、何と言っても読みやすく書かれていることである。非常に豊富な内容が、限られた紙幅の中で冷静かつ簡潔に述べられている。必要に応じて統計資料の数字も使って説明がなされ、所々用いられる写真も興味深い。

また二点目は、個々の事件や用語の背景が、それぞれの時代の文脈や社会的雰囲気即して、丁寧に述べられていることである。例えば、関東大震災時の虐殺についても、その事件の悲惨さだけではなく、なぜ当時朝鮮人が日本に住んでいたのか、またなぜこのような事件が起こってしまったのか、原敬首相暗殺時のエピソードも交えながら、時代背景が解説されている。

そして三点目は、大きな事件だけではなく、在日朝鮮人の日常生活や労働状況が、文化的側面まで含めて幅広く取り上げられていることである。土木工事、土砂採取、飴売り行商、廃品回収、失業救済事業、闇商売、パチン

コ産業など、多くの在日朝鮮人が従事した仕事の内幕が、それらの仕事に就かざるを得なかった背景とともに述べられている。その際、労働下宿や朝鮮人集住地区（いわゆる朝鮮人部落）、飯場での暮らしが語られ、文学や演劇、出版活動などの文化活動や宗教活動にまで目配りがされている。

本書を通読することにより、渡航管理制度、戸籍管理、留学生、三一独立運動、労働運動、強制連行、皇民化政策、密航、朝連、総連、民団、朝鮮人学校、民族教育、北朝鮮帰国運動、生活保護、二世、帰化、ニューカマー……といった用語や事件を、一つの「点」ではなく、時代背景を含めた「線」、あるいは多様な「面」の中で理解することができるように思う。

日韓関係が険悪になっている現在、在日朝鮮人の歴史を、公平で客観的な視点から学びたいと考えておられる一般市民の方々や学校の先生、学生さんなどに是非手にとっていただきたい一冊である。

福島から多様性を考える



研究センター研究員
同志社大学社会学部社会福祉学科准教授

マーサ

メンセンダイーク

周辺から社会を見ると重要なことが明らかになる。「周辺」、それは、社会的マイノリティーの立場にいる人、権力体制によって被害を被っている人々や集団の視野から、ということである。例えば、沖縄や福島から日本を見ると様々なことに気づく。沖縄に関しては、米軍基地の負担が続き、大きな犠牲を負い続けている。そして福島は言うまでもなく、日本の原子力政策の犠牲を負っている。最近のニュースでは、福島第一原発事故で横浜市に自主避難した中学生がいじめを受け、不登校になったという問題が取り上げられている。あの事故でふるさとを失い、多くの問題を抱えている上に、「原発いじめ」で子どもや親が苦しむのはあまりにも悲しい現実である。

東日本大震災以降、「福島移住女性支援ネットワーク」(EIWAN)という活動が生まれた。EIWANは震災で被災し、福島に定住している外国人女性のニーズに応えるべく始まった自助グループである。原発事故では複雑で難しい情報が流れる中、正しい情報を多言語で発信した。放射線量についての情報や、食料や母乳の測定サービスなどを提供した。また、福島の多くの移住女性は国際結婚という立場で暮らしているが、震災で職を失った家族は、福島で安心して暮らして行けるか不安も募った。そんな中、EIWANでは、移住女性のための日本語教室を提供したり、子どもたちのための保養プログラムなどを行い、重要な役割を果たしている。

2016年11月19日に福島県郡山市で、「第2回ふくしま子ども&移住女性多文化フォーラム」が開催された。第一部では、福島県、宮城県、山形県、新潟県でおこなわれている継承語教室(中国語/韓国語教室)に通う子どもたちの発表があり、第二部では、各教室の報告と、移住女性たちの切実な願いについて話し合った。そこで採択された「ふくしま移住女性アピール2016」は日本社会にとって重要なメッセージが込められている。「私たち移住女性は、日本社会の一人の構成員として、日々、平凡に暮らしています。母として、妻として、仕事をもち女性として、日本社会の小さな一助になるため

に、日々、努力しています。ただ、一つ違うのは、私たちには日本語や日本の文化以外に持つ固有な言語と文化がある、ということ。そして私たちは、私たちが持っている母語と文化を、自分の子どもに継承させたいと願っています。なぜなら、それが、私たちが自分の子どもと意思疎通する手段であり、自分の子どもたちに残せる資源だからです。」

彼女たちの文化や言語を継承することに対して否定的に捉える人もいる。「ここは日本だから、日本語と日本文化に精通すればいい」とか、「日本で生まれ育った子どもに、あなたたちの言葉や文化を教え込むと、アイデンティティの混乱が生じる」と言われたりする。しかし、自分たちの母語と文化を継承させたい理由は、将来子どもたちが日本と国際社会をつなぎ、日本社会に貢献できる、という願いも込めている、と彼女たちは訴える。また、これらの活動は手弁当で行われ、いつまで続けられるかも見通せないのが現実である。移民政策を持たない日本政府の方針により、自治体からの後押しを得ることが難しい。

このような継承語教育、母語教育の必要性についての彼女たちの切実な訴えは以下のように締めくくられている…
「子どもたちが中学生以上になると、一律化された教育システムの中で内申書に反映されるクラブ活動のみが

優先され、継承語教室に通えなくなるのが一般的です。多様性を育てなければならぬ学校教育が、逆に多様性を失わせる結果になっていると言わざるをえません。教育委員会の方々は、子どもたちの多様な活動が学校教育現場で認められるような仕組みを、ぜひ検討してください。

私たちのこのような願いは、私たちだけの提案ではありません。日本の教育現場に、より多様さを認める仕組みで、イジメをなくし、多様な子どもたちが生き生きと教育を受けることができるのではないかと 생각합니다。継承語教室を運営し地域社会と交わる私たちたちのさまざまな取り組みが、その小さい一歩でありたいのです。私たちは、これからもがんばります。ただ、私たちを孤立させないでください。私たちは多くの方々と連携しながら、子どもたちの未来のためにも、私たちが住むこの社会を、多様さで豊かな社会に築いていきたい、と思います。」

日本社会の構成員である移住女性ならではの視点であり、重要な点を指摘しているパワフルなメッセージである。

引用…2016年11月20日、NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク 会員情報交換MLより

他人ごとでなく 自分ごととして戦争体験を継承



研究センター研究員
京都教育大学教授

村上 登司文

昨年度から日本の総人口の八割以上を戦後生まれが占めている。戦後七〇年が過ぎ、戦争についての対面的な継承がますます困難となり、次世代への体験継承が重要な課題となっている。それゆえ、戦争体験を若い世代につなげる「平和のバトン」をどう渡すかが問われている。

これからも戦争が記憶されるためには、受け継ぐ次世代の「当事者意識」が求められる。戦争体験が風化するのに対し、何もしない傍観者ではなく、無関心を決め込むのでもなく、戦争体験継承を「他人ごとではなく自分ごと」として当事者意識を若い世代が持ちうるのか、がポイントとなる。

二〇一六年始めに行った調査（東京、京都、広島、那覇の四都市の中学二年生、一二八名への意識調査）によれば、戦争体験を直接聞くことが難しくなったことについて（単数回答）、生徒の三三％が「戦争体験者がいなくなると、戦争がまた起こるのではと心配だ」、二九％が「難しいが戦争体験を継承した方がよい」、一二％が「戦争体験者が少なくなるのは仕方がない」を選んだ。約三分の中学生が、難しいが継承した方がよいと、戦争体験継承の必要性を認めてくれた。

日本で継承されてきた戦争体験は、市民の戦争被害体験が中心であり、広島・長崎での被爆、都市空襲、沖縄戦、学童疎開、勤労動員、などの体験が伝えられる。日本軍兵士の国外での戦争体験が伝えられることは少なく、アジア太平洋戦争での日本による戦争加害が伝えられることは稀である。

戦後七〇年が過ぎる中で、若者がリアルに感じる戦争は、朝鮮戦争からベトナム戦争に変わり、湾岸戦争から、アフガン攻撃、そしてイラク戦争へと変化していった。現在は、東シナ海や南シナ海での領土をめぐる覇権争いに関心が移っている。若い世代にとっては今起きている紛争や戦争が重要な関心事であり、七〇年以上となった第二次世界大戦に関しては、若者の当事者意識を引き

出すにはかなりの工夫が必要である。

平和教育の実践において、子どもたちに戦争題材に関心を持たせる取り組みがなされてきた。子どもたちが戦争について自分ごととして考えられるように、人、場所、時間などで戦争被害者に共感的につながれるようにしている。「人」とのつながりでは祖父母への戦争体験の聞き取り、「場所」とのつながりでは広島・長崎・沖縄への修学旅行や地元の戦争遺跡めぐり、「時間」とのつながりでは同年齢の子どもや若者の戦時中体験、今生じている紛争や戦争を取り上げる、などの平和教育実践が行われてきた。

他方で、学校現場で教員年齢構成の若返りにより、平和教育実践の空白が生じつつあるといわれる。次世代の教員自身が平和教育実践への意欲を持つことが課題となっている。教員に対する兵庫県での調査では、平和教育実践が学校で引き継がれるためには、まず広島などへの平和修学旅行の引率が効果的であると示された。次に、総合的学習などで、学校全体や学年で平和教育カリキュラムが計画されていることが影響する。そして、中高年の教員世代が多い学校の方が、平和教育実践がなされていることが示された。定年退職した教員世代が平和教育に一番熱心であったと言われれば「お先真つ暗」ではあ

るが、現在でも平和学習を目的とした修学旅行は盛んで、全国各地に六〇以上の平和博物館があり、それを活用した平和教育実践もできる。

ネット社会となり、デジタル情報が蓄積される中で、戦争体験継承の新たな試みがなされている。その一つとして、戦争体験者の証言ビデオが撮られ、戦争証言のアーカイブズが日本各地でつくられている。最も大きいものとして、NHKの「戦争証言アーカイブズ」には千本以上の証言のビデオがネット上に公開されている。京都教育大学において、戦争証言ビデオを用いた継承作業の課題を、この三年間ほど学生に出している。戦争証言ビデオによる体験継承実践により、次世代教員の当事者意識を育成することが目的である。

戦争体験の継承において、教員は教材を構成する必要がある。戦争に突き進んだ戦前の教育・社会状況があった。大人と子ども、男と女では戦時中に経験した戦争の内容が異なっていた。教員は、一見平和と見える今こそ鋭い切り込みで戦争について子どもたちと語り、想定外の戦争が起こらないよう、重層的な理解を促す平和教育実践を続ける必要がある。その際、平和教育と人権教育の両方を重ねることが今後の方向である。

社会保険の適用拡大をめぐる法政策



研究センター研究員
同志社大学法学部准教授

坂井 岳夫

2016年10月から、特定適用事業所に勤務する短時間労働者にも、厚生年金と健康保険が適用されることになった（以下ではこれを「適用拡大」という）。特定適用事業所とは、正社員等の人数が500人を超える企業等の事業所である。また、適用拡大の対象になる短時間労働者とは、所定労働時間（週20時間以上）、勤務期間（1年以上の見込み）、給与（月額88,000円以上）などの基準を満たすパートやアルバイトである（ただし、高校生や大学生などは、これらの基準を満たしても適用拡大の対象にならない。制度の詳細については、政府等の

広報により確認してほしい。なお、以下ではとくに適用拡大の対象になる短時間労働者を指して「短時間労働者」という）。

適用拡大によって、制度内での負担と受益のバランスに、変化がもたらされる。そのなかでも負担の増大に注目すると、まず、短時間労働者を多く雇用する飲食業、流通業、小売業などの企業は、労使折半で負担する厚生年金と健康保険の保険料の負担が増大することになる。また、これまで国民年金の第3号被保険者や健康保険の被扶養者に該当した短時間労働者は、新たに厚生年金や健康保険の保険料の負担が発生することになる。さらに、所得の再分配が働く社会保険においては、相対的に所得が高い正社員等は、短時間労働者が保険単位に加わることで発生する負担を甘受しなければならない。そのため、これらに当てはまる企業や短時間労働者、そして、大企業の正社員を主たる組合員とする健康保険組合から、適用拡大への反対が目立っていた。これらの声への応答を含めて、今回の適用拡大の可否はどのような観点によって評価できるだろうか。ここでは、社会保険における基礎的な概念である「必要」（ニーズ）、「公平」、「連帯」を手掛かりに考えてみたい。

社会保険による保障の要否という文脈でしばしば言及

されるのが、「必要」(ニーズ)である。短時間労働者について家計補助的な労働という位置づけが与えられる限りでは、所得保障に手厚い(すなわち、老齢、障害などによる所得の喪失に対して所得比例の年金を支給して、傷病や出産による所得の中断に対して手当を支給する)厚生年金や健康保険を適用する必要は乏しいといえる。これに対して、現在は、短時間労働者によって家計を支える労働者が相当数を占めるに至っている。適用拡大の要件がこのような労働者を類型化する基準として必要かつ十分なものが、まずもって問われるべきである。

つぎに、「公平」は、反対意見のなかでも短時間労働者のそれにかかわる。正社員等により扶養される家族(健康保険)や配偶者(国民年金)につき本人に保険料の負担を求めずに給付(医療サービス、基礎年金)をするのは、これらの家族や配偶者のおかれる経済状況に配慮した結果であり、これらの制度では、正社員等の保険料を財源として、家族や配偶者への給付がなされている。他方で、短時間労働者には、正社員等よりも低額だが一定の収入はあり、保険料の負担能力をまったく欠くわけではない。現在の苦しい社会保険の財政状況をも念頭におきつつ、これらの家族や配偶者につき、正社員等の負担により給付を確保するのが妥当なのか、能力に応じた本

人の負担により給付を実施するのが妥当なのが、論じられるべきである。

また、「連帯」は、企業や健康保険組合による反対意見にかかわる。若干の誇張も含めた表現だが、長期勤続を予定して企業と命運をとにもする正社員と、労働需要に応じて企業と単発的な接点をもつ非正社員というように、企業内の従業員層に厳然たる区別がある場合には、正社員にだけ事業主が保険料の負担をして、正社員のみで保険単位を形成することにも説明がつく。他方で、企業社会や雇用社会における短時間労働者の位置づけにつき、単にその人数や比率が増加しただけでなく、企業組織のなかの不可欠の構成員として企業やその正社員との関係も密接で強固になったとすれば、企業と短時間労働者の支え合い、正社員と短時間労働者の支え合いにも、十分な理由があるといえる。究極的には個々人の意識の問題であり、建設的な議論が難しいことは否定できないが、このような関係性につきどう考えるかも、やはり重要である。

適用拡大に関する議論は改正法の施行へと結実したが、短時間労働者の取扱いはいまだ重要な政策課題であり、これに関する議論の充実が引き続き望まれている。

こども相談センターパトナの概要について

こども相談センターパトナ所長

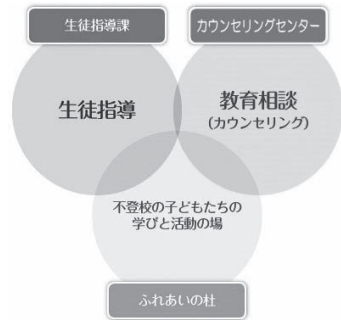
東 元彦

成長過程で様々な課題に直面する子どもの悩みは、年々多様化、複雑化しており、私たちや地域社会が適切な支援の手を差し伸べる必要性もまた増えています。

京都市では、いつ頃から学校教育にカウンセリングを導入したのをご存じでしょうか。

戦後まもない昭和27年には既に教育研究所で教育相談がはじまり、33年に河合隼雄氏（元文化庁長官）をカウンセラーとして迎え、38年にはカウンセリングセンターを開設するなど、我が国の教育相談の嚆矢として時代を牽引してきました。

時を同じく、昭和37年に「人権教育」と「生活指導」を軸に子どもの課題解決を目指す、全国的に珍しい「生徒福祉課（後の生徒指導課）」を設置しています。教科指導と同様に生徒指導を重視し、人格涵養や自己指導能力の育成に力を置く京都の教育のあり方を如実に示し



〈こどもパトナの外観と機能〉

ています。

これら久しい伝統と実績を融合し昇華させるため、平成15年4月、京都市教育相談総合センター【こども相談センターパトナ】は、「教育相談」と「生徒指導」部門、そして不登校の子どもたちの活動の場を一体化した全国初の施設として開所しました。

これらセクションが各々の機能を担い、互いに協働することにより、愛称に相応しく、子どもや保護者の「パトナー」として寄り添い、効果的な支援を実施しています。

今回は、紙面の許す範囲で、相談業務を中心に各所属の概要を述べさせていただきます。

カウンセリングセンター

子どもパトナの相談業務の中核として、教育相談を担う「カウンセリングセンター」では、およそ50名の教育・心理の専門家が、子どもや保護者へのカウンセリングはもとより、学校教職員への研修会の開催やコンサルテーションなどを実施しています。

来所相談

心のケアを要する気がかりな点、不登校・いじめや友人関係、性格や行動、学習や学校教育上のさまざまな問題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが直接お会いして相談に応じており、相談延人数は年間1万7千人を超える状況です。

対 象	京都市在住又は京都市立学校に在籍する小学生から高校生までの児童生徒及び保護者	
相談時間	月～金曜日	10時～21時 (受付は20時30分まで)
	土曜日	9時～17時 (受付は16時30分まで)
	ただし、第2・4水曜日、祝日、年末年始は休み	
相談方法	来所による相談（事前電話予約制）、1回45分（無料）	
電話番号	075-254-1108	

〈来所による相談（カウンセリング）〉

また、日曜不登校相談として、不登校についての不安や気がかりがあるときに、相談員がお話を伺いアドバイスしています。

電話相談案内

電話での問合せに対しては、「子ども相談総合案内電話ガイド」を開設し、多岐にわたる子どもの教育、福祉、医療等の専門機関について、相談先に迷った際にお話を伺い適切な相談機関を案内しています。

その他、京都市教育委員会では、子どもに関する困りの相談電話「子ども相談24時間ホットライン」を開設し、年中無休、24時間体制で対応しているほか、子ども専用ホットラインやいじめ問題サポートライン等、幅広く、迅速に対応しているところ

相談時間	月～金曜日	10時～21時 (受付は20時30分まで)
	第2・4水曜日・土・日曜日	10時～17時 (受付は16時30分まで)
	ただし、祝日、年末年始は休み	
電話番号	075-254-8107	

〈電話による相談（子ども相談総合案内 電話ガイド）〉



生徒指導課

生徒指導を担う「生徒指導課」では、いじめ等の様々な問題行動や不登校について、学校への指導助言や関係機関との連携を行う一方、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職や学生ボランティアの学校配置、フリースクールとの連携事業等も実施しています。

また、中学校生徒会サミットの開催、野外活動施設や京都市少年合唱団の運営など、青少年の規範意識の醸成や健全育成に向けた取組等も広く展開しています。

ふれあいの杜

不登校の子どもたちの活動や学びの場である「ふれあいの杜」では、学校や家庭での不安や緊張感、人間関係が原因で不登校が長期化した子どもたちに心の居場所を提供しています。

平成4年、「ふれあい教室」として1室で始まり



たこの取組も、今ではこどもパトナを含む5つの学習室へ拡大しています。学校と長い廊下で繋がった別室として、子どもたちは在籍校との関係も保ちながら、体験活動や学習活動等を通じて他者との信頼関係や自らの存在意義を感じ、新たな生活への意欲を高めていきます。

最後になりますが、こどもパトナ開設以降、不登校を経験した子どもが通う「京都市立洛風中学校」、観る者に感動と癒しを与える「京都万華鏡ミュージアム」も敷地内に併設しました。一方では番組小学校跡地として、地元初音学区の皆様の憩い・集いの場にもなっており、天然芝グラウンドでの夏祭りや運動会には生徒・職員も一緒に参加させていたなど、地域を挙げての御支援も賜り、施設に一層の温もりを添えていただいています。

今後とも、心の居場所づくりのネットワークの一大拠点として、訪れる全ての方に寄り添い、安らぎを与えることができるよう邁進してまいります。

ボランティア人権ガイドのご案内

京都のまちには、名刹、名庭、名跡など数多くの名勝地がありますが、そこには、京都の歴史と文化の創造・発展に寄与した被差別民衆の生活史がおりなされています。さらに、朝鮮半島や中国から渡ってきた人びとが京都文化の構築に大きな役割を果たしました。

当センターでは、このような名勝地などを人権という視点でとらえ巡ることができるよう、ボランティア人権ガイドを派遣しています。

【コース一例】

■洛北コース

〈龍安寺・金閣寺・ツラッ
テイ千本・北野天満宮〉

■洛東コース

〈銀閣寺・水平社石碑・
八坂神社・清水寺・耳塚・
豊国神社〉

■洛中コース

〈千本釈迦堂・相国寺・
尹東柱詩碑・護王神社・
六角堂・四条河原の阿
国像〉



■洛南コース

〈東寺・柳原銀行資料館・醍醐三宝院・伏見稲荷大社〉

■洛西コース

〈松尾大社・月読社・葛野大堰・天龍寺・広隆寺〉
コースは一例です。その他ご要望に応じます。



【ガイド料金】

2時間以内：2,000円 その後、1時間ごとに
1,000円を加算

ガイド料金は、ガイド終了後、担当ガイドに直接、現金
でお支払いください。

【お問合せ先】

公益財団法人世界人権問題研究センター

TEL：(075) 23112600

FAX：(075) 23112750

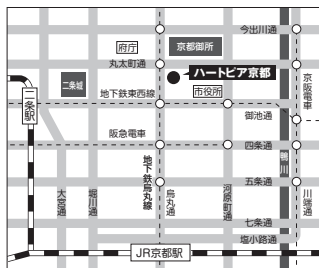
e-mail：jinken@kyoto.email.ne.jp

2016年度 人権大学講座

■ 講座日程表／講座内容

月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
12月18日 (水)	講義	14:00～15:40	終末期医療と人権 ～安楽死と尊厳死～	大谷 實	理事長
	修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

講義会場 ※受付：各回午後1時30分～



京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入
清水町375番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- ・京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口
(地下鉄連絡通路にて連結)
- ・京都市バス、京都バス、JRバス
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

受講料

1回 1,000円 ※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又はFAXで申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・三菱東京UFJ銀行	京都支店	普通	1222396
・京都中央信用金庫	本店	普通	1039688

申込先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町290番地1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@kyoto.email.ne.jp

HP：http://www.mmjp.or.jp/jinken/research/index.html

世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)
～2,000円(+税)

「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価
1,800円(+税)

「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価
2,000円(+税)

創立20周年記念出版

「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価
1,500円(+税)

「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事長が連載された歴史随想を全編収録しています。



◎定価
8,200円(+税)

創立10周年記念出版

「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価
1,800円(+税)

「京都市人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号
2,500円(税込)

「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門での個人研究の成果を公表しています。



創立20周年記念式典・シンポジウム 講演録

創立20周年の記念講演・シンポジウムを中心としています。



フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」について、その歴史を振り返り、見過ごされがちであった声をフィールドワークをとおして聴き取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつかご紹介しています。

都の文化・光と陰

—人権の視点から— 山路興造 著

定価 1,500円 (税別)



人権問題研究叢書

- | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| ⑭ 都の文化・光と陰
—人権の視点から— | ⑬ 歴史のなかの人権文化 | ⑫ 職能民へのまなざし | ⑪ 講座・人権ゆかりの地をたずねて | ⑩ 部落実態調査の書誌的研究 | ⑨ 講座・人権ゆかりの地をたずねて | ⑧ 講座・人権ゆかりの地をたずねて | ⑦ 歴史のなかの女性の人權 | ⑥ 京都の中の渡来文化 | ⑤ 人權から見た近代京都 (絶版) | ④ 講座・人権ゆかりの地をたずねて | ③ 朝鮮通信使と京都 | ② アイヌ・台湾・国際人權 | ① 救済の社会史 |
| 山路興造 著 | 上田正昭 著 | 世界人權問題 研究センター 編 | 世界人權問題 研究センター 編 | 世界人權問題 研究センター 編 | 世界人權問題 研究センター 編 | 世界人權問題 研究センター 編 | 田端泰子 著 | 上田正昭 著 | 秋定嘉和 著 | 世界人權問題 研究センター 編 | 仲尾 宏 著 | 安藤仁介 著 | 世界人權問題 研究センター 編 |
| 定価 一五〇〇円
+税 | A5判 一八三頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 二八八頁
定価 二〇〇〇円
+税 | A5判 二三四頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 三二二頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 二七三頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 二八八頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 二三八頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 二八八頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 二二三頁
定価 一〇〇〇円
税別 | A5判 二七三頁
定価 一五〇〇円
税別 | A5判 三一九頁
定価 一五〇〇円
+税 | A5判 二四五頁
定価 一〇〇〇円
税別 | A5判 二二〇頁
定価 一〇〇〇円
+税 |

—公益財団法人 世界人権問題研究センター刊—

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp